

岩手県告示第212号

勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県勤労身体障がい者体育館の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日

表1 施設の利用料金

区 分			普通利用料金			特別利用料金
			全館貸切使用	区分使用	個人使用	
			1時間までごとに	1区分1時間までごとに	1人4時間までごとに	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する	学生及び生徒	円 950	円 540	円 80	休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）
		一般	1,900	950	90	
	その他の催しに使用する	5,560	2,780			
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する	学生及び生徒	1,560	780		
		一般	2,640	1,320		
	その他の催しに使用する	8,700	4,350			

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合であって、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する	その他の催しに使用する
トレーニングルーム	1時間までごとに	円 210	円 420
放送設備	1時間までごとに	260	600
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	140	300
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	70
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	70
卓球用具	1式1時間までごとに	70	130
アーチェリー用具	1式1時間までごとに	80	160

テニス用具	1式1時間までごとに	40	90
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	40	90
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	90
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	90
椅子（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
机	1個5時間までごとに	30	70
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

表3 条例第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに210円
----------------